

上山市長 山 本 幸 靖 様
上山市議会議長 川 崎 朋 巳 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

指定管理者監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 1 9 9 条第 7 項）

3 監査等の対象 公益財団法人 上山城郷土資料館

4 監査期日 令和 8 年 6 月 9 日

5 監査等の着眼点

令和 7 年度分の指定管理に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

市の文化施設の拠点として、多くの市民、観光客に上山城の魅力を発信されていることを評価する。

今後も、来館者のニーズを捉えた、展示物のわかりやすい解説や本市に縁の深い企画展など事業を展開するとともに、市や関係団体と連携をして、来館者や市民に親しまれる施設の維持向上に努められたい。